

口座を開設される法人のお客さまへのお願い

法人名義口座を悪用した詐欺等の金融犯罪が発生し、売買・譲渡された口座が詐欺被害の受け皿口座と利用され、社会的にも大きな問題となっております。

当金庫では、こうした金融犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設される法人のお客さまに以下の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの店舗にて承ります。

2. ご提出いただく書類

(1) 法人の本人確認書類として次に掲げるいずれかの公的書類（発行後6ヶ月以内で当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地が記載されているもの）をご用意ください。有効期限の定めのあるものは確認日現在で有効なもの。

- ・履歴事項全部証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・法令に基づき官公庁から送付を受けた許可・認可もしくは承認に係る書類
- ・その他官公庁から発行または発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの

(2) 法人の代表者、役員、実質的支配者等の本人特定事項（氏名・住所・生年月日）の確認書類として定款、株主名簿、法人税確定申告書別表二、実質的支配者情報一覧、申告受理及び認証証明書等をご用意ください。

(3) 代表者、役員、実質的支配者等の確認書類として「公的な本人確認書類」（運転免許証等）をご用意ください。

(4) ご来店される方の本人確認書類として「公的な本人確認書類」（運転免許証等）をご用意ください。

(5) 手続きに来店される方が法人に代わって取引を行うことを確認する書類（委任状等）をご用意ください。

3. 必要に応じてご提示いただく事業内容等の確認書類

- ・会社案内、受注表、納品書、請求書、製品パンフレット、見積書等
- ・法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可、または承認に係る書類
- ・賃貸借契約書、公共料金の領収書等

4. 取引を行う目的および事業内容の確認をします。

「事業費決済」、「貯蓄/資産運用」、「融資」、「外国為替取引」等の取引を行う目的を申告していただきます。また、事業の内容についても、書面等にて確認します。

5. 第三者に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は法令で禁止されています。犯罪収益移転防止法により、第三者による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。また、当金庫は、口座の不正な開設・譲渡・利用に対して、金融機関として厳格に対応する方針です。

留意事項

- ・原則として、事業所等の所在地へお伺いさせていただき、代表権を有する方と面談させていただきます。
- ・ご提出いただいた書類について、内容を確認させていただくために、口座開設までに2週間程度を要することがあります。必要に応じて追加で事業内容等の確認書類の提示をお願いすることがあります。
- ・お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがございます。

*長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するために、2021年4月1日以降に新規開設された口座について、最後のお預け入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座管理手数料を引落としさせていただきます。

以上



2024年12月2日